

次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

1. 基本方針

社員が仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備に取り組み、全ての社員がその能力を十分に発揮できる企業を目指す。

2. 計画期間

平成30年6月1日～平成32年5月31日（2年）

3. 計画内容および実施目標時期

■雇用環境の整備に関する事項

- 1) 女性の就業継続と活躍推進に向けて職場環境を構築する。
 - ①管理者及び担当者向けにスキルアップ研修を実施する。
 - ②女性活躍のために、施策・制度を見直し検討する。
 - ③ワークライフバランスに向けた制度を社内に周知する。

- 2) 男性の産児・育児休暇の取得を促進する。
 - ①男性が取得しやすい制度・環境を社内に周知する。
 - ②男性の育児休業取得率を30%以上にする。

- 3) 所定外労働時間削減のための措置を実施する。
 - ①長時間労働削減に向けて業務削減の検討・実施にむけて取り組む。
 - ②有給休暇取得率を70%以上にする。

以上